

	環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価⁶⁵²が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定⁶⁵³が実施されていること。 必要に応じて、道路輸送インフラに沿った植生の維持管理によって、侵略的な種が拡散しないようにすること。 野生生物の衝突を回避するための緩和策が実施されていること。
--	---

6.16. 水運インフラ

活動内容

水路、港湾及び河川工事、プレジャーボート、鍵、ダム及び堤防その他の建設及び運営並びに水路のしゅんせつ(建築サービス、土木サービス、**図面制作サービス**、建築検査サービス及び測量及び地図作成サービス等を含む。)並びにあらゆる種類の材料及び製品の物理的、化学的その他の分析試験の実施を含むが、化石燃料の運搬に関わる土木工事に関連するプロジェクト管理活動を除いたうえで、次のいずれかに該当するインフラ。

- (a) 直接排ガスの少ない船舶の運航に特化し、電気の充填、水素燃料の充填などのCO₂排出₂がゼロであるもの。
- (b) 接岸中の船舶への陸上電力の供給に専念しているもの。
- (c) 直接CO₂排出量をゼロにした港湾自業務専用のもの。
- (d) ターミナルインフラと物品の積み込み、荷卸し、積み替えのための上部構造物というモード間の貨物の積み替え専用インフラ及び設備。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.9.1; F71.1またはF71.20に分類される。

⁶⁵² 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

⁶⁵³ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

コメントの追加 [M71]: 原文ではdrafting service

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列举されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁶⁵⁴、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁶⁵⁵を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁶⁵⁶に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

⁶⁵⁴ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁶⁵⁵ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

⁶⁵⁶ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁶⁵⁷ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(欧州委員会決定2000/532/ECにより設立された廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル ⁶⁵⁸ に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。
(5) 公害防止・管理	工事中の騒音、振動、粉塵、汚染物質の排出を低減する対策を講じていること。
(6)	指令2011/92/EUに従い、EUEU内の活動について、環境影響評価(EIA)または選別 ⁶⁵⁹ が完了していること。

⁶⁵⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁶⁵⁸ EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/content/euconstruction-and-demolition-waste-protocol-0_2で入手可能

⁶⁵⁹ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)
同指令第4条(2)

生物多様性 生態系の保護及び回復	第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準⁶⁶⁰に従って環境アセスメントが実施されていること。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価⁶⁶¹が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定⁶⁶²が実施されていること。
------------------	--

6.17. 低炭素空港インフラ

活動内容

化石燃料の輸送専用ではなく、かつ、次のいずれかに該当し、航空機又は空港自らの運航に係る排気筒ゼロ運転並びに定置用航空機への電力及び前提条件付き航空機の供給に必要なインフラストラクチャーの構築及び運用

- (a) 排気ガスがゼロの航空機を運航するためのもので、電力の投入や水素の補給など、CO₂を排出しないもの。
- (b) 定格地上電力と駐機している航空機への事前調整された空気の供給向け専用のもの。
- (c) 空港自らの業務(充電ポイント、電力グリッド接続のアップグレード、水素燃料補給ステーション)のゼロ・ダイレクト・エミッション・パフォーマンスに特化したもの。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF41.20に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

⁶⁶⁰ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。
⁶⁶¹ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従う。
⁶⁶² パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。
これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

コメントの追加 [Mア2]: 原文 fixed
コメントの追加 [Mア3]: 原文 stationary

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁶⁶³、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に根ざしたソリューション⁶⁶⁴を優先するか、青や緑のインフラストラクチャ⁶⁶⁵にできる限り依存すること。
- (c) 地域、部門、地域、国の適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

⁶⁶³ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。
⁶⁶⁴ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。
⁶⁶⁵ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁶⁶⁶ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(欧州委員会決定2000/532/ECにより設立された廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル ⁶⁶⁷ に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。
(5) 公害防止・管理	工事中の騒音、振動、粉塵、汚染物質の排出を低減する対策を講じていること。
(6) 生物多様性	指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別 ⁶⁶⁸ が完了していること。第三国での活動については、環境アセスメントが同等の国内規定又は国際基準 ⁶⁶⁹ に従って実施されていること。

⁶⁶⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁶⁶⁷ EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/content/euconstruction-and-demolition-waste-protocol-0_en

⁶⁶⁸ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(同指令第4条(2)に記載)

生態系の保護及び回復	環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価⁶⁷⁰が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定⁶⁷¹が実施されていること。
------------	--

⁶⁶⁹ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理
⁶⁷⁰ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

⁶⁷¹ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないこ

とを確実にするために特定されている。

7. 建設と不動産

7.1. 新築工事

活動内容

後の販売のための建築物プロジェクトを実現するための財政的、技術的、物理的手段を組み合わせた、居住用および非居住用建築物の建築プロジェクトの開発、ならびに完全な居住用または非居住用建築物の建設、自らの勘定での販売、手数料または契約ベースのもの。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、F43の下での活動も含めて、NACEコードF41.1及びF41.2の下で分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁶⁷²、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。

⁶⁷² 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

- (b) 自然に基づくソリューション⁶⁷³を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁶⁷⁴に依存すること。
- (c) 地域、部門、地域、国の適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造専用でないこと。 建築に起因する建築物のエネルギー性能を示す一次エネルギー需要(PED)⁶⁷⁵は、指令2010/31/EUを施行する国内規則のほぼゼロエネルギー建築(NZEB)要件に設定された閾値を超えないこと。エネルギー性能は、竣工時エネルギー性能証明書(EPC)で認証されていること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	設置される場合には、本規則の附属書Iの附属書Dに定める技術仕様に従い、以下の水器具のための特定の水の使用は、製品データシート、建築物証明書、又は連合内の既存の製品ラベルにより証明されること。 (a) 手洗いの水栓、台所の水栓、シャワーは最大6リットル/分の水流があること。 (b) スイート、ボウル、およびフラッシング槽を含むWCは、最大6リットルのフルフラッシング容積および3.5リットルの最大平均フラッシング容積を有すること。 (c) 小便器は1ボウルあたり最大2リットル/時を使用する。小便器の洗浄は、最大1リットルのフルフラッシュ量を有すること。

⁶⁷³ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従い、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

⁶⁷⁴ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

⁶⁷⁵ 典型的な用途に伴うエネルギー需要を満たすために必要なエネルギー量の計算値
年間kWh/m²の一次エネルギー総使用量の数値指標で表され、関連する各国の計算方法に基づき、エネルギー性能証明書(EPC)に表示される建物。

	建設現場からの影響を回避するために、水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクが、関連する利害関係者 ⁶⁷⁶ と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(決議2000/532/ECにより制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04で言及されている自然由来の材料を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル⁶⁷⁷に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するための廃棄物を用いた埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 建築設計及び施工技術は、環状度を支援し、特に、建築物の解体性又は適合性を評価するためのISO 2087⁶⁷⁸又は他の基準を参照して、再利用及び再利用率を可能にするために資源効率が高く、適応性があり、柔軟性があり、かつ解体可能であるように設計されていること。
(5) 公害防止・管理	建築に使用される建築部品及び材料は、規則(EC)1907/2006の附属書XIVに定める認可の対象となる物質のリストに基づいて特定されるように、アスベスト及び非常に懸念の高い物質を含まないこと。 建築に使用される建築物の構成要素及び材料であって、使用済⁶⁷⁹と接触するおそれのあるものの排出量が〇、〇六ミリグラム未満であること。

⁶⁷⁶ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

⁶⁷⁷ EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/content/euconstruction-and-demolition-waste-protocol-0_en

⁶⁷⁸ ISO 20887:2020「建築・土木工事の持続可能性-解体設計」
適応性 - 原則、要件、ガイダンス

⁶⁷⁹ 塗料およびワニス、天井タイル、関連接着剤およびシーラントを含むフロアカバー、内部絶縁および湿気および錆型を処理するものなどの内部表面処理に適用する。

	CEN/TS 16516⁶⁸⁰およびISO 16000-3⁶⁸¹に準拠した試験、または他の同等の標準化された試験条件および測定methods⁶⁸²に従った試験で、物質または成分1m³あたりのホルムアルデヒド、および物質または成分1m³あたりの発がん性揮発性有機化合物0.001mg未満、および物質または成分1m³あたりの揮発性有機化合物0.001mg未満であること。 新築工事が潜在的に汚染された敷地(ブラウンフィールド)に位置する場合、その敷地は、例えば規格ISO 18400⁶⁸³を用いて、潜在的汚染物質の調査を受けていること。 工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施していること。
(6) 生物多様性・生態系の保護及び復元	指令2011/92/EUに従い、同盟EUEU内の活動について、環境影響評価(EIA)または選別684が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準685に従って環境アセスメントが実施されていること。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価686が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定687が実施されていること。

⁶⁸⁰ CEN/TS 16516: 2013、建設製品-危険物質の放出評価-室内空気中への放出の測定。

⁶⁸¹ ISO 16000-3:2011、室内空気-第3部:室内空気および試験室空気中のホルムアルデヒドおよびその他のカルボニル化合物の測定-能動サンプリング法

⁶⁸² 発がん性揮発性有機化合物の排出閾値は28日間の試験期間に関連する。

⁶⁸³ 土壌品質に関するISO 18400シリーズ-サンプリング

⁶⁸⁴ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)
同指令第4条(2)

⁶⁸⁵ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理

⁶⁸⁶ 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

⁶⁸⁷ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

	以下のいずれかに該当する場所で新築工事が行われないこと。 (a) 欧州連合LUCAS調査⁶⁸⁸で言及されている中等度から高度の土壌肥沃度及び地下の地下生物多様性を有する耕地及び作物地 (b) 生物多様性の価値が高いと認められている緑地及び欧州レッドリスト⁶⁸⁹又はIUCNレッドリスト⁶⁹⁰に掲載されている絶滅のおそれのある種(動植物)の生息地となる土地 (c) 森林地(樹木によって覆われているか否かを問わない。)、その他の森林地、又は部分的若しくは全面的に覆われているか若しくは樹木によって覆われることを意図している土地であって、これらの樹木がまだ[FAOの森林⁶⁹¹の定義]に従い、森林又は他の森林地として分類されるべき大きさ及び被覆に達していないもの。
--	---

7.2. 既設建物のリニューアル

活動内容

土木工事又はその準備

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF41およびF43に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予想される寿命の短い適応ソリューション活動への投資については(続く)、

⁶⁸⁸ JRC ESDCA、LUCAS: 土地使用と対象地域に関するフレームサurvey・<https://esdac.jrc.ec.europa.eu/projects/lucas>

⁶⁸⁹ IUCN、IUCNヨーロッパ絶滅危惧種レッドリスト。 <https://www.iucn.org/regions/europe/ourwork/biodiversity-conservation/european-red-list-threatened-species>

⁶⁹⁰ IUCN、IUCN絶滅危惧種のレッドリスト。 <https://www.iucnredlist.org>

⁶⁹¹ 5mを超える樹木と10%を超える樹冠のある0.5ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。大部分が土地である土地は含まれていない。農業または都市の土地利用の下で。

少なくとも気候予測の縮小版を用いることにより、10年以上の評価が実施されること。

- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁶⁹²、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁶⁹³を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁶⁹⁴に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造専用でないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	改修工事の一環として設置される場合には、本規則の附属書Iの附属書Dに定める技術仕様に従い、以下の水器具の特定の水使用は、製品データシート、建築証明書、又は連合内の既存の製品ラベルにより証明されること。

⁶⁹² 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁶⁹³ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069Iに従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

⁶⁹⁴ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

	(a) 手洗いの水栓、台所の水栓、シャワーは最大6リットル/分の水流があること。 (b) スイート、ボウル、およびフラッシング槽を含むWCは、最大6リットルのフルフラッシング容積および3,5リットルの最大平均フラッシング容積を有すること。 (c) 小便器は1ボウルあたり最大2リットル/時を使用すること。小便器の洗浄は、最大1リットルのフルフラッシュ量を有すること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(決議2000/532/ECにより制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04で言及されている自然由来の材料を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル⁶⁹⁵に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するための廃棄物を用いた埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 建築設計及び施工技術は、環状度を支援し、特に、ISO 20887又は建築物の解体性又は適合性を評価するための他の基準を参照して、再利用及びリサイクルを可能にするために資源効率が良く、適応性があり、柔軟性があり、かつ解体可能であるように設計されていること。
(5) 公害防止・管理	建築物の改修に使用される建築部品及び材料には、規則(EC)1907/2006の附属書XIVに定める認可の対象となる物質のリストに基づいて特定されたアスベスト及び非常に懸念の高い物質は含まれていないこと。 建築物の改修に使用される建築部品および材料で、占有⁶⁹⁶に接触する可能性のあるものは、CEN/TS16516およびISO 16000-3、または他の同等の標準化された試験条件および測定方法に準拠した試験の結果、ホルムアルデヒドの排出量が物質または成分1m³当たり0,06mg未満、カテゴリー1Aおよび1Bの発がん性揮発性有機化合物1m³当たり0,001mg未満であること。

waste-protocol-0_en

塗料、ワニス、天井タイル、床敷物(関連接着剤、シーラントを含む)、内部断熱材、内部表面処理(湿気やカビの処理など)に適用する。

	工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施していること。
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし。

7.3. 省エネ機器の設置・保守・修理

活動内容

省エネ機器の設置、保守、修理等の個別のリフォーム対策活動は、指令2010/31/EUを施行する適用される国内措置において、個々の構成要素及びシステムについて設定された最低限の要件を遵守し、適用可能な場合には、規則(EU)2017/1369に従って、少なくともクラスAのエネルギー評価を達成することを条件として、以下のいずれかの個別措置から構成される。

- (a) 外壁(緑壁を含む。)、屋根(緑屋根を含む。)、貸室、地下室及び地上階等の既存の外被部品に断熱材を加えること(気密性を確保するための措置、熱橋及び足場の影響を低減するための措置を含む。)及び建築外被に断熱材を施すための製品(機械的固定及び接着剤を含む。)
- (b) 既存のウィンドウを新しいエネルギー効率の良いウィンドウに置き換える。
- (c) 既存の外部ドアを新しいエネルギー効率の良いドアに交換する。
- (d) 地域冷暖房に係る設備を含む暖房、換気及び空調(HVAC)並びに給湯設備の高効率な設備の設置及び交換
- (e) 本規則の附属書Iの附属書Dに定める技術仕様に適合し、シャワー溶液、ミキサーシャワー、シャワーアウトレットおよび給水栓の場合、キッチンおよび衛生用水器具を使用した低水量およびエネルギーの設置は、最大水流量が6L/分以下であり、ユニオン市場における既存のラベルにより証明される。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、C16、C17、C22、C23、C25、C27またはC28に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁶⁹⁷、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁶⁹⁸を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁶⁹⁹に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

⁶⁹⁷ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁶⁹⁸ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commitments/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

⁶⁹⁹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造専用でないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	活動の実施に使用される建築部品及び材料には、附属書XIVから(EC)1907/2006までに定める認可対象物質のリストに基づいて特定されたアスベスト及び非常に懸念の高い物質は含まれていないこと。 既存の建築物の外被に断熱材を加える場合には、アスベスト測定の訓練を受けた有能な専門家により、国内法に従って建築物の測定が行われる。石綿、破碎、機械的穿孔、ねじ削り、絶縁板、タイルその他の石綿を含有する材料を含有する又は含有するおそれのあるラギング(断熱材)の剥がしは、国内法に従い、作業の前、作業中及び作業後に健康を監視するとともに、適切な訓練を受けた職員によって行われること。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

7.4. 電気自動車充電ステーション(建物付属駐車場)の設置・保守・修理

活動内容

電気自動車用充電ステーションの建物(及び建物に附属する駐車場)への設置、保守及び修理

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、C16、C17、C22、C23、C25、C27またはC28に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列举されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁰⁰、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁰¹を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁰²に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

⁷⁰⁰ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁷⁰¹ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commitments/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

⁷⁰² 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造専用でないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	該当なし

7.5. 建築物のエネルギー性能の測定、調整及び制御のための機器及び装置の設置、保守及び修理

活動内容

建築物のエネルギー性能を測定し、調整し、及び制御するための機器及び装置の設置、保守及び修理であって、次のいずれかの措置をとるもの。

- (a) ゾーン化されたサーモスタット、スマートサーモスタットシステム及び感知装置(運動及び屋光制御を含む。)の設置
- (b) ビルの自動化・制御システム、ビルのエネルギー管理システム(BMS)、照明制御システム、エネルギー管理システム(EMS)の導入
- (c) ガス、熱、冷房及び電気のスマートメーターの設置
- (d) 植生の生育を支援するものを含め、日よけ又は日射制御の機能を有する外壁及び屋根の要素の設置

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、及びC16、C17、C22、C23、C25、C27、C28に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列举されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁰³、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁰⁴を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁰⁵に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

⁷⁰³ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁷⁰⁴ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commitments/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

⁷⁰⁵ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造専用でないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	活動に使用される建築部品及び材料は、規則(EC)1907/2006の附属書XIVに定める認可の対象となる物質のリストに基づいて特定されたように、アスベスト及び非常に懸念の高い物質を含まないこと。
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

7.6. 再生可能エネルギー技術の導入・維持・修理

活動内容

再生可能エネルギー技術の導入、維持及び修理、オンサイト。技術的建築システムとして現場に設置される場合は、以下のいずれかの個別措置からなる。

- (a) 太陽光発電システム及び付帯技術設備の設置、保守及び修理
- (b) 太陽熱温水パネル及び付帯の技術設備の設置、保守及び修理
- (c) 指令(EU)2018/2001および付属技術設備に従い、熱と冷の再生可能エネルギーの目標に貢献するヒートポンプの設置、保守、修理、およびアップグレード。
- (d) 風力タービン及び付帯技術設備の据付、保守及び修理

- (e) 太陽熱蒸散集熱器及び付属技術設備の設置、保守及び修理
- (f) 蓄熱設備、蓄熱設備及びその附帯技術設備の据付、保守及び修理
- (g) 高効率マイクロCHP(熱電併給)プラントの据付・保守・修理、熱交換器・回収システムの据付・保守・修理

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、及びC16、C17、C22、C23、C25、C27、C28に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のよう、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁰⁶、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。

⁷⁰⁶ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁰⁷を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁰⁸に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(2) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造専用でないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

⁷⁰⁷ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

⁷⁰⁸ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

7.7. 建物の取得及び所有

活動内容

不動産の買取り及びその所有権の行使

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NA CEコードL68に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁰⁹、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷¹⁰を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷¹¹に依存すること。

⁷⁰⁹ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁷¹⁰ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。 、 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>.

- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されている。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	建物は、化石燃料の抽出、貯蔵、輸送、製造に専念していない専用でないこと。 2020年12月31日以前に建築された建物については、当該建物が少なくともエネルギー性能証明書(EPC)クラスBを有すること。 2020年12月31日以降に建築された建物については、建築物のエネルギー性能を定義する一次エネルギー需要(PED)⁷¹²が、指令2010/31/EUに定めるほぼゼロエネルギー建築物(NZEB)条件の閾値を超えないこと。 エネルギー性能は竣工時エネルギー性能証明書(EPC)で証明されること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし

⁷¹¹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、地域委員会:グリーン・インフラストラクチャー(GI)-EUのNatural Capitalの強化(COM/2013/0249最終版)への連絡を参照。

⁷¹² 典型的な用途に伴うエネルギー需要を満たすために必要なエネルギー量の計算値
年間kWh/m²の一次エネルギー総使用量の数値指標で表され、関連する各国の計算方法に基づき、エネルギー性能証明書(EPC)に表示される建物。

(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別⁷¹³が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準⁷¹⁴に従って環境アセスメントが実施されていること。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価⁷¹⁵が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定⁷¹⁶が実施されていること。 建物が、次のいずれかの上に建てられていないこと。 (a) 欧州連合LUCAS調査⁷¹⁷で言及されている中等度から高度の土壌肥沃度及び地下の地下生物多様性を有する耕地及び作物地 (b) 生物多様性の価値が高いと認められている緑地及び欧州レッドリスト⁷¹⁸又はIUCNレッドリスト⁷¹⁹に掲載されている絶滅のおそれのある種(動植物)の生息地となる土地 (c) [FAOの森林の定義]に従い、森林地(樹木によって覆われているか否かを問わない)、その他の森林地、又はその一部若しくは全部が覆われているか若しくは樹木によって覆われることを意図している土地。ただし、これらの樹木がまだ森林又はその他の森林地に分類される大きさ及び被覆に達していない場合であっても、この限りでない。
---------------------	---

⁷¹³ 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

⁷¹⁴ 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

⁷¹⁵ 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

⁷¹⁶ これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

⁷¹⁷ JRC ESDCA、LUCAS: 土地使用と対象地域に関する枠組み調査、
<https://esdac.jrc.ec.europa.eu/projects/lucas>。

⁷¹⁸ IUCN、IUCNヨーロッパ絶滅危惧種レッドリスト。 <https://www.iucn.org/regions/europe/ourwork/biodiversity-conservation/european-red-list-threatened-species>

⁷¹⁹ IUCN、IUCN絶滅危惧種のレッドリスト。 <https://www.iucnredlist.org>。

8. 情報通信業

8.1. データ処理、ホスティングおよび関連活動

活動内容

エッジコンピューティングを含む、データセンター⁷²⁰を介したデータの保存、操作、管理、移動、制御、表示、切り替え、交換、送受信。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードJ63.1.1に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷²¹、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。

⁷²⁰ データセンターには、ICT機器およびサービス、冷却、データセンター発電設備、データセンター配電設備、データセンタービル、監視システムが含まれる。

⁷²¹ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

- (b) 自然に基づくソリューション⁷²²を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷²³に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	データ・センター・エネルギー効率化 ⁷²⁴ に関する欧州行動規範の最新版、またはCEN-CENELEC文書C TR50600-99-1「データ・センターの施設およびインフラストラクチャ-第99-1部:エネルギー管理のための推奨業務」 ⁷²⁵ に「期待される業務」として列挙されている関連業務を実施するための最善の努力を示し、データ・センター・エネルギー効率に関する欧州行動規範の最新版が定める最高値のバリュー5を獲得するため、すべての期待される措置を実施すること。
(3) 水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護	水質保全に関する環境劣化リスクや水ストレスの回避は、関連する利害関係者 ⁷²⁶ と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプランに従って特定され、かつ、対処されること。 。

⁷²² 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

⁷²³ 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会への連絡を参照
経済社会委員会と地域委員会:グリーン・インフラ(GI)-欧州の天然資本の強化(COM/2013/0249最終版)。

⁷²⁴ <https://e3p.jrc.ec.europa.eu/publications/2020-best-practice-guidelines-eu-code-conduct-data-centreenergy-efficiency>

⁷²⁵ 欧州標準化委員会(CEN)および欧州にて2019年7月1日発行
電気技術標準化委員会(CENELEC)、https://www.cenelec.eu/dyn/www/?p=104:110:508227404055501:::FSP_ORG_ID,FSP_PROJECT,FSP_LANG_ID:1258297,65095,25。

⁷²⁶ 連合法の対象となる活動、または関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動については、指令2000/60/ECにより要求される。
第三国での活動における水質保全と水ストレスの回避
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	使用される装置は、サーバーおよびデータストレージ製品に関する指令2009/125/ECに規定された要件を満たしていること。 使用される装置は、指令2011/65/EUの附属書IIIに列挙されている制限物質を含まないこと。ただし、均質材料中の重量による濃度値が、同附属書に列挙されている最大値を超えない場合はこの限りでない。 廃棄物管理計画が策定されており、リサイクルパートナーとの契約による合意、財務予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済み電気・電子機器の最大限のリサイクルが保証されていること。 使用済みの機器は、指令2012/19/EUの附属書VIIに従って、すべての流体の除去及び選択的処理を含む、再使用、回収又はリサイクル作業のための準備、又は適切な処理を受けること。
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

8.2. コンピューター・プログラミング、コンサルティング及び関連活動

活動内容

情報技術の分野における専門知識の提供:ソフトウェアの作成、修正、試験及び支援;コンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア及び通信技術を統合するコンピュータ・システムの計画及び設計;クライアントのコンピュータ・システム又はデータ処理施設の現場管理及び運用;並びにその他の専門的及び技術的なコンピュータ関連活動。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードJ62Iに分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷²⁷、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷²⁸を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷²⁹に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

⁷²⁷ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。
⁷²⁸ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。 、 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。
⁷²⁹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

8.3. 番組及び放送の事業

活動内容

番組及び放送活動には、コンテンツを作成するか又はコンテンツを配信する権利を取得し、その後、ラジオ、テレビ及び娯楽、ニュース、トーク等のデータ番組のようなコンテンツを放送することが含まれ、これには、典型的にはラジオ又はテレビ放送と統合されたデータ放送が含まれる。放送は、無線、衛星、ケーブルネットワークまたはインターネットを介して、異なる技術を使用して行うことができる。これには、一般に、公衆への後続放送のために、サブスクリプションまたは有料ベースで、自然(ニュース、スポーツ、教育、青少年向けプログラミングなどの限定されたフォーマット)で第三者に狭められた番組を制作することも含まれる。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードJ60Iに分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本附属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷³⁰、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷³¹を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷³²に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

⁷³⁰ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

⁷³¹ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。

⁷³² 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

9. 専門的、科学的及び技術的活動

9.1. 気候変動への適応に特化した工学的活動及び関連する技術コンサルタント業

活動内容

気候変動への適応に特化したエンジニアリング活動および関連する技術コンサルタント。活動は、規則(EC)No.1893/2006Iによって定められた経済活動の統計的分類に従って、以下のNACEコード71.12Iに分類される。

活動は、本セクションで規定された技術的選別基準を満たす場合、規則(EU)2020/852第11条(1)、第11条(b)に記す実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、DNSH基準を尊重しつつ、本附属書に技術的選別基準が定められている1つ以上の経済活動が、気候変動への適応に実質的に寄与するためそれぞれの基準を満たすことを助けるコンサルティングの提供を目的としている。

本経済活動は、次の二つのうちいずれかの基準に適合すること。

- (a) 次のような最先端のモデリング技術を使用していること。
 - (i) 気候変動リスクを適切に反映する。
 - (ii) 過去のトレンドだけに頼らない。
 - (iii) 将来を見据えたシナリオを統合する。
- (b) 気候モデルと予測、サービス、影響の評価、脆弱性とリスク分析のために利用可能な最良の科学、および関連する方法論を、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って開発すること。

経済活動は、適応に対する情報、財政、技術、能力の障壁を取り除くものであること。

建築設計における活動は、気候耐性ガイドライン、気候関連ハザードモデリングを考慮に入れ、建築基準および統合管理システムを含む建設およびインフラストラクチャーの適応を可能にする。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷³³を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャー⁷³⁴に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、これらの指標が満たされていない場合には是正措置が講じられていること。

⁷³³ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

⁷³⁴ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	この活動は、化石燃料の採取または化石燃料の輸送の目的では行われないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	活動のウォーター・フットプリントの評価が実施され、水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクが、関連する利害関係者 ⁷³ と協議して策定された水の利用と防護管理計画に従って特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

735

指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

9.2. 適応のための自然に基づく解決策(NBS)に関する研究、開発及びイノベーション

活動内容

自然科学における研究、応用研究、実験の開発と、ソリューション、プロセス、技術、およびその他製品など自然に基づく適応策に特化したエンジニアリング。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードM72.1に分類される。

当該活動は、本セクションに定める技術的スクリーニング基準を満たす規則(EU)2020/852第11条(1)、第11条(b)にいう実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、本附属書に技術審査基準が規定されている1又は2以上の活動がそれぞれの実質的な貢献を満たすことを可能にするために、自然に基づく溶解⁷³⁶及び自然に触発された技術、製品又はプロセス・ソリューションを研究し、革新し又は開発するものである。

本経済活動は、自然に基づく解決策を通じて、適応に対する情報、財政、技術、能力の障壁を取り除くものである。

本経済活動は、自然に基づく解決策の開発、研究又は革新、及び自然に着目した技術、製品又はプロセス・ソリューションを通して、他の経済活動における強固な気候リスク評価によって特定された気候リスクによる物質的な影響を低減する可能性を有し、これらのリスク低減の可能性は、関連する環境において実証することができる。

本経済活動では、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、気候予測と影響の評価、脆弱性とリスク分析のために利用可能な最良の科学、および関連する方法論を使用している。

建築設計における活動は、気候耐性ガイドライン、気候関連の危険性を考慮に入れ、自然に基づく解決策、自然に触発された技術やイノベーションを通して、建築基準や統合管理システムを含むインフラストラクチャーの構築と適応を可能にするものである。

コメントの追加 [M74]: 原文にはありませんが、Nature Based Solutionがコンセプトとして切り出せると思ったので、あえて補いました。

⁷³⁶ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	この活動は、化石燃料の採取または化石燃料の輸送の目的では行われないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 ⁷³⁷ と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

10. 金融・保険業

10.1. 損害保険:気候関連の危機の引受け

活動内容

この附属書の附属書Aに定める気候関連の危機の引受けに関連する次の保険サービス(生命保険を除く。)の提供

- (a) 事故・火災保険
- (b) 健康保険
- (c) 旅行保険
- (d) 損害保険
- (e) 自動車・海上・航空・運輸保険

⁷³⁷ 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

活動は、規則(EC) No 1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードK65.12に分類される。

当該活動は、本セクションに定める技術的スクリーニング基準を満たす規則(EU)2020/852第11条(1)、第11条(b)にいう実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

活動は、以下の基準のすべてに適合すること。

1. 気候リスクのモデル化と価格設定におけるリーダーシップ:

- (a) 保険活動は、以下のような最先端のモデリング技術を用いていること。
 - (i) 気候変動リスクを適切に反映する。
 - (ii) 過去のトレンドだけに頼るのではなく、将来を見据えたシナリオを統合する。
- (b) 保険者は、保険活動において気候変動リスクがどのように考慮されるかを公に開示すること。
- (c) 保険活動は、自然災害による損害から資産または活動を保護しようとする保険契約者に対して、現行の/可能性のある行為に関する補足情報に基づいて、保険料の減額または控除額の設定を含め、リスクの価格シグナルとして行動することにより、リスク低減のインセンティブを提供すること。気候リスク事象の後、保険会社は、保険活動における保険の更新または維持が可能な条件、特に、その状況においてより良い保険を構築する利点に関する情報を提供すること。

2. 製品設計

- (a) 保険行為の下で販売される保険商品は、保険契約者が適応措置に投資した場合の保険料の低下を含め、保険契約者が講じた予防措置に対してリスクに基づく報酬を提供すること。
 - (b) そのような商品の流通戦略は、保険の適用条件について、保険契約者が取ることのできる予防措置の妥当性について、保険の補償範囲または保険料水準に与える影響を含めて、保険契約者が確実に知らされるようにするための措置を含んでいること。
-

3. 革新的な保険適用ソリューション:

- (a) 保険行為に基づいて販売される保険商品は、保険契約者の要求および要求に応じて、気候関連の災禍⁷³⁸を補償すること。
- (b) 個々の顧客の要求とニーズに応じて、製品には、事業の中断に対する防護、偶発的な事業の中断、その他の非物理的損害に関連する損失要因、危険のカスケード効果と相互依存性(二次的危険性)、相互作用する自然災害と技術的危険性のカスケードの影響、重要なインフラストラクチャー障害など、特定のリスク移転ソリューションが含まれることがある。

4. データ共有:

- (a) 欧州議会および理事会⁷³⁹の規則(EU)2016/679に従い、保険会社の活動に関連する損害データのかなりの部分は、公的機関または科学者を含む外部機関に無償で提供されること。これらの外部当事者は、地域、国または国際的な社会による気候変動への適応を強化する目的でデータを使用することを宣言し、また再保険会社は、それぞれの外部当事者が宣言した使用に十分なレベルに細分化されたデータを提供すること。
- (b) 保険会社が上記の目的のためにまだそのようなデータを外部と共有していない場合、保険会社は、そのデータを利害関係のある第三者に無償で提供する意思を表明し、そのようなデータをどのような条件で共有することができるかを示すこと。
- (c) 利用可能なデータを共有する意思の表明は、保険会社のウェブサイトを含め、関連する外部者にとって容易にアクセス可能であること。

5. 災害後の状況における高いレベルのサービス:

保険行為中の保険金請求は、現在も、気候リスクに起因する大規模な損失事象によるものも含め、保険金請求に関する高い処理基準に従い、適用法令に従って適時に処理されており、最近の大規模な損失事象では失敗が発生していない。大規模な損失事象が発生した場合の追加措置の手続に関する情報は、公表されている。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

⁷³⁸

付録A参照。

⁷³⁹

2016年4月27日の欧州議会および理事会規則(EU)2016/679

個人データの処理及びそのようなデータの自由な移動に関する自然人の保護並びに指令95/46/EC(一般データ保護規則)、OJ L 119、4.5.2016、p.を廃止すること。1.

(1) 気候変動の緩和	本活動には、化石燃料の採取、貯蔵、輸送若しくは製造の保険、又はそのような目的のための車両、財産若しくはその他の資産の使用についての保険は含まれないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

10.2. 再保険

活動内容

保険会社が再保険会社に譲渡する本付属書Aに定める気候関連の危機から生じるリスクの補償。保険の適用範囲は、保険会社と再保険会社との間で、移転されたリスクの起源となる保険会社の製品(「原製品」)を特定する契約に定められている。再保険仲介⁷⁴⁰は、保険者と再保険者との間の契約の作成または締結に関与することができる。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NA CEコードK65.20に分類される。

本活動は、本項に定める技術的選別基準を満たす場合、規則(EU)2020/852第11条(1)ポイント(b)に記す実施可能な活動である。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

⁷⁴⁰ 第5条に定義する。保険分配に関する2016年1月20日の欧州議会および理事会指令(EU)2016/97の2、OJ L 26、2.2.2016、p. 19.

本活動は、以下の基準のすべてに適合すること。

1. 気候リスクのモデル化と価格設定におけるリーダーシップ:

- (a) 再保険活動は、以下のような最新のモデリング手法を用いていること。
 - (i) 手法は、保険料の水準に①気候変動のリスクに対する曝露、危険及び脆弱性並びにこれらのリスクから被保険資産又は活動を保護することと、②保険者の保険契約者が講じた措置とを適切に反映させるために使用されること。ただし、当該情報が保険者から再保険者に提供される場合に限る。
 - (ii) 歴史的なトレンドだけに頼らないこと。
 - (iii) 将来を見据えたシナリオを統合すること。
- (b) 再保険会社は、気候関連の危機から生じるリスクが再保険活動においてどのように考慮されるかを公に開示すること。

2. 損害保険商品の開発・提供支援

- (a) 再保険活動の基礎となる商品は、保険契約者が適応措置に投資した場合に、保険料の低下を含め、保険契約者が講じた予防措置の中で、重大な危険及び報酬の増加に起因するリスクを、リスクに基づく方法でカバーするものである。
- (b) 再保険活動は以下の基準の1つまたは複数に適合すること。
 - (i) 再保険会社が希望する場合、再保険会社は、原商品の開発期間中、直接または再保険仲介業者を介して、以下のように保険会社との関係を深めること。
 - 再保険会社が当該製品に関して提供しようとする再保険ソリューションの可能性について話し合う。最終製品は、製品開発段階で再保険会社と話し合った再保険ソリューションの1つを用いて市場に出される。
 - 保険会社が、気候関連の危機に起因するリスクの補償及び保険契約者が講じた予防措置に対するリスクに基づく報酬の価格を決定することを可能にするデータ、その他の技術的助言を提供すること。
 - (ii) 保険会社は、再保険契約または同等の再保険契約が存在しない場合には、原商品に基づく補償を減額または中止する可能性が高いこと。
 - (iii) 再保険会社が、保険会社または再保険仲介会社との取引関係の一環として、データまたはその他の技術的助言を提供することにより、保険会社が重大な危険に起因するリスクを補償することを可能にし、その補償により保険契約者が予防のためのリスクに基づく報酬を得ることができるよう

にすること。

3. 革新的な再保険適用ソリューション:

- (a) 再保険活動の下で販売された再保険商品は、保険会社のクライアントの需要とニーズが、基礎となる商品に基づいて、そうすることを要求する場合に、気候関連の危機に起因するリスクをカバーするものである。当該保険商品は、保険契約者が講じた予防措置に対するリスクに基づく報酬を適切に反映するものであること。
- (b) 保険会社の個々の顧客の要求およびニーズに応じて、再保険商品には、事業の中断、偶発的な事業の中断、その他の非物理的損害に関連する損失要因、危険のカスケード効果および相互依存性(二次的危機)、相互作用する自然災害および技術的被害または重大なインフラストラクチャー障害のカスケード的影響に対する保護を含み得る特定のリスク移転ソリューションが含まれ得ること。

4. データ共有:

- (a) 規制(EU)2016/679に基づき、再保険会社の活動に関連する損失データのかなりの部分は、公的機関または科学者を含む外部機関に無償で提供されること。締約国は、地域、国又は国際的な社会による気候変動への適応を強化する目的でデータを使用することを宣言し、再保険会社は、それぞれの外部当事者が宣言した使用に十分な細分性のレベルでデータを提供すること。
- (b) 再保険会社が上記の目的のためにまだ当該データを外部と共有していない場合には、当該再保険会社は、利害関係のある第三者に対して無償で当該データを提供する意思を表明し、当該データをどのような条件で共有することができるかを示すこと。
- (c) 利用可能なデータを共有する意思の表明は、再保険会社のウェブサイトを含め、関連する外部者にとって容易にアクセス可能であること。

5. 災害後の状況における高いレベルのサービス:

再保険の対象となる保険金請求は、現在も、気候関連の危機に起因するリスクに起因する大規模な損失事象に起因するものも、保険金請求に関する高い取扱基準に従い、適用法令に従い適時に処理されており、最近の大規模な損失事象で失敗は発生していない。必要に応じて、再保険会社は、原商品からの保険金請求を評価する際に、保険会社または再保険仲介者を支援すること。大規模な損失事象が発生した場合の再保険会社による追加措置の手続に関する情報は、公に入手可能であること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	再保険活動は、化石燃料の採取、貯蔵、輸送若しくは製造の保険の委託又はそのような目的のための車両、財産若しくはその他の資産の使用の保険の委託を対象としないこと。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

11. 教育

活動内容

あらゆるレベルまたは職業における公的または私的教育。指示は、口頭であっても、書面であってもよく、ラジオ、テレビ、インターネット、または通信によって提供されてもよい。これには、様々なレベルの通常の学校制度の異なる機関による教育、並びに、それぞれのレベルの軍事学校、学院及び刑務所学校を含む成人教育及び識字プログラムが含まれる。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NA CEコードP85に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予想される寿命の短い適応ソリューション活動への投資については

少なくとも気候予測の縮小版を用いることにより、10年以上の評価が実施されること。

- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁴¹、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁴²を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁴³に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

⁷⁴¹ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。
⁷⁴² 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。 、 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。
⁷⁴³ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし

12. ヒューマン・ヘルス&ソーシャルワーク活動

12.1. 居宅介護事業

活動内容

居住者が必要とする看護、監督その他の種類のケアと組み合わせた居住ケアの提供 施設は生産プロセスの重要な部分であり、提供されるケアは保健サービスと社会サービスの組み合わせであり、保健サービスは主にある程度の看護サービスである。

本活動は、規則(EC)1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードQ87の下で分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁴⁴、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁴⁵を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁴⁶に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし

⁷⁴⁴ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。
⁷⁴⁵ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。 、 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。
⁷⁴⁶ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	該当なし
---------------------	------

13. 芸術・エンターテインメント・創造

13.1. クリエイティブ、アート、エンターテインメント活動

活動内容

創造・芸術・娯楽活動には、顧客の文化的・娯乐的関心に応えるサービスの提供が含まれる。これには、公衆の視聴を目的としたライブ・パフォーマンス、イベント又は展示の制作及びプロモーション並びにこれらへの参加並びに芸術製品の製作及びライブ・パフォーマンスのための芸術的、創造的又は技術的技能の提供が含まれる。これらの活動は、あらゆる種類の博物館、植物園、動物園の運営、史跡や自然保護区の保護活動、賭博・賭博活動、スポーツ・娯楽活動を除く。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードR90に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、少なくとも主要な投資に関する10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイダンスに基づいており、最新の気候変動に関する政府間パネル報告書と科学的ピアレビューを受けた出版物に従って、オープンソースモデル⁷⁴⁷、脆弱性とリスク分析に利用可能な最良の科学、および関連する方法論を考慮に入れていること。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁴⁸を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁴⁹に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし

⁷⁴⁷ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。
⁷⁴⁸ 国際保存連合の自然に基づく解決策の定義に関する決議069に従う。 、 <https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystem-management/our-work/nature-based-solutions>。
⁷⁴⁹ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

(6) 生物多様性 生 態系の保護及び回 復	該当なし
---------------------------------	------

13.2. 図書館、資料館、博物館及び文化活動

活動内容

図書館、アーカイブ、博物館、文化活動には、図書館やアーカイブの活動、あらゆる種類の博物館、植物園、動物園の運営、史跡の運営、自然保護活動などがある。これらの活動には、世界遺産を含む、歴史的、文化的又は教育的関心のある物体、遺跡及び自然の不思議の保存及び展示も含まれる。ただし、海水浴場やレクリエーションパークの運営などのスポーツ・娯楽活動を除く。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードR91Iに分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論など利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル⁷⁵⁰を考慮に入れていること。

⁷⁵⁰ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁵¹を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁵²に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性	該当なし

⁷⁵¹ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

⁷⁵² 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

13.3. 映画、ビデオ及びテレビ番組の制作、録音及び音楽出版の活動

活動内容

映画、ビデオ及びテレビ番組の制作、録音及び音楽の出版活動には、映画、ビデオテープ又は劇場での直接投影用若しくはテレビでの放送用の劇場用及び非劇場用の映画の製作、映画編集、裁断又はダビング、映画及び他の映画製作物の他の産業への配給、並びに映画又は他の映画製作物の投影のような活動の支援が含まれる。映画その他の映画製作物の流通権の売買も含まれる。これらの活動には、オリジナルのサウンドマスターレコーディングの製作、それらのリリース、プロモーションおよび配布、音楽の出版、ならびにスタジオまたはその他の場所での音声レコーディングサービス活動を含む、音声レコーディング活動も含まれる。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードJ59に分類される。

技術的スクリーニング基準

気候変動への適応に大きく貢献

本経済活動は、その活動にとって重要な物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応解決策」)を実施している。

当該活動にとって重要な物理的気候リスクは、「強固な気候リスクと脆弱性評価」を実施することによって、本付属文書の付録Aに列挙されているものから特定されている。評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

- (a) 予測される寿命が10年未満の適応策活動への投資については、少なくとも気候予測の縮小版を用いて評価が実施されること。
- (b) 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

気候予測と影響の評価は、ベストプラクティスと利用可能な指針に基づいており、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書および科学的ピアレビューを受けた出版物に準拠した脆弱性およびリスク分析、および関連する方法論など利用可能な最良の科学であるオープンソースモデル⁷⁵³を考慮に入れていること。

⁷⁵³ 欧州委員会が管理するコペルニクスサービスなど。

実施される適応策は以下のとおりであること。

- (a) 他の人々、自然、資産及びその他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力又は回復力の水準に悪影響を及ぼさないこと。
- (b) 自然に基づくソリューション⁷⁵⁴を優先するか、可能な限り青色または緑色のインフラストラクチャ⁷⁵⁵に依存すること。
- (c) 地域的、部門的、地域的又は国家的な適応努力と整合的であること。
- (d) 事前に定義された指標に照らして監視・測定され、それらの指標が満たされていない場合には是正措置が検討されていること。
- (e) ソリューションが物理的であり、本附属書に技術的スクリーニング基準が規定されている活動で構成される場合、その解決策は、その活動の技術的DNSHスクリーニング基準に合致すること。

重大な危害を及ぼさない(「DNSH」)

(1) 気候変動の緩和	該当なし
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 そして	該当なし

⁷⁵⁴ 国際自然保護連合(IUCN)の自然に基づく解決の定義に関する決議069に従う。、<https://www.iucn.org/commissions/commission-ecosystemmanagement/our-work/nature-based-solutions>。

⁷⁵⁵ 欧州委員会から欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会および地域委員会への連絡:グリーン・インフラ(GI)を参照。
欧州自然資本の強化(COM/2013/0249最終)

生態系の保護及び 回復	
----------------	--

付録A:気候関連の有害性の分類

	温度関連	風力関連	水関連	固体質量関連
物理	温度変化（空 気、淡水、海水）	風パターンの変 化	降水パターンや種 類(雨量)の変化、 ひょう、 雪氷	沿岸侵食
	熱応力		降水量または水文 学的変動	土壌劣化
	温度変動		海洋酸性化	土壌浸食
	永凍融解		塩類の侵入	溶解
			海面水位上昇	
			水ストレス	
気象	熱波	サイクロン、ハリケ ーン、台風	渇き	なだれ
	寒波・霜	嵐(ブリザード、ダ スト及び砂嵐を含 む。)	大雨、ひょう、 雪氷	地すべり
	野火	トルナド	洪水（沿岸 部、多雨、 河川、地下水	沈下
			氷河湖崩壊	